

介護保険事業費の見込み

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計
標準給付費	1,064,804	1,094,551	1,104,241	3,263,596
審査支払手数料	800	800	800	2,400
地域支援事業費	27,270	28,728	51,233	107,231
計	1,092,874	1,124,079	1,156,274	3,373,227

※3年間の総額約33.7億円の22%(約7.4億円)を第1号被保険者で賄うよう保険料基準額(第5段階の額)を設定します。

平成27~29年度までの第1号被保険者の保険料

保険料基準額
(純粋な保険料基準額)
5,187円

準備基金を充当
(-237円の引き下げ効果)

準備基金充当後の
保険料基準額
4,950円

旧保険料段階	旧保険料(月額)	新保険料段階	新保険料(月額)	基準額割合	対象者
第1段階	1,890円	第1段階	2,475円(2,228)	0.50(0.45)	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階	2,016円	第2段階	3,713円	0.75	世帯全員が市民税非課税で課税年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人
第3軽段階	3,024円	第3段階	3,713円	0.75	世帯全員が市民税非課税で第1・2段階以外の人
第3段階	3,150円	第4段階	4,455円	0.90	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人
第4軽段階	3,780円	第5段階(基準額)	4,950円	1.00	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、第1~4段階以外の人
第4段階(基準額)	4,200円	第6段階	5,940円	1.20	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人
第5段階	5,250円	第7段階	6,435円	1.30	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人
第6段階	6,300円	第8段階	7,425円	1.50	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人
第7段階	6,510円	第9段階	8,415円	1.70	本人が市民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人
第8段階	7,560円	第10段階	8,910円	1.80	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満の人
第9段階	8,400円	第11段階	9,900円	2.00	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人
第10段階	8,562円	第12段階	10,890円	2.20	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人

※()は平成27、28年度に適用される軽減後の月額と割合です。

この計画についてのお問い合わせは

山北町 保険健康課 保険年金班

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

電話(0465)75-3642 ホームページ<http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>

山北町

ダイジェスト版

第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

計画策定の背景と趣旨

高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や認知症高齢者は増加しています。そのような中で、高齢者の権利擁護や虐待、介護する家族の負担増、地域での見守りや災害時の避難など、取り組むべき課題は多くあります。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するためには、ボランティアや地域の支えあいによる生活支援に加え、介護、予防、医療、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」が求められます。

「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、第5期計画(平成24~26年度)を検証し、国の制度改正などを踏まえながら、団塊の世代が75歳になる2025年(平成37年)を見据えた「地域包括ケアシステムの構築」を図るため、高齢者を取り巻く様々な状況変化に対応し、平成27年度から平成29年度までの3か年において取り組む施策や整備目標などを明らかにするものです。

計画の期間

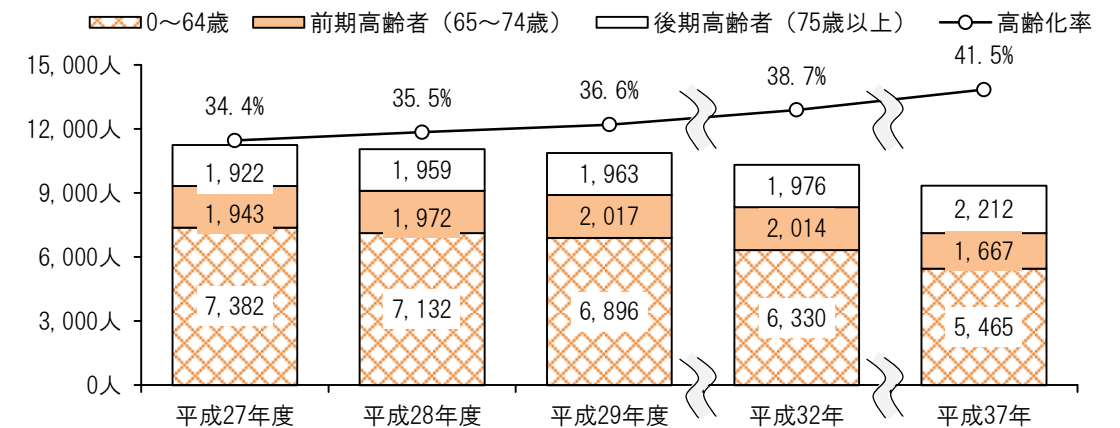
平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
第6期計画(27~29年度) (今期計画)					
		計画見直し	第7期計画(30~32年度)		

山北町の現状

平成27年度の総人口は11,247人、平成32年度には10,320人(平成27年度比927人減)となっており、平成37年度には9,344人(平成27年度比1,903人減、平成32年度比976人減)になると推計されます。

一方、65歳以上の高齢者人口については、平成27年度の3,865人が、平成32年度には3,990人(平成27年度比125人増)、平成37年には3,879人(平成27年度比14人増、平成32年度比111人減、後期高齢者は平成32年度比236人増)になると推計されます。

これに伴い高齢化率は、平成27年度が34.4%、平成32年度は38.7%、平成37年度は41.5%と上昇するものと推計されます。





第6期計画に必要とされる重点取り組み事項

- ① 引き続き、地域包括支援センター主催による地域包括ケア会議を実施し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの資質向上を図ると同時に、地域支援事業の任意事業を継続実施します。
- ② 老人クラブ・生きがい事業団への助成を継続実施します。老人クラブは会員・クラブ数が減少している現状を踏まえ、社会福祉協議会と協力し、活発な活動が続けられるよう支援します。
- ③ 山間部の高齢者等の交通手段を確保し、災害時に円滑に避難・誘導できるよう災害時要援護者個別支援計画づくりをさらに進めます。
- ④ 介護状態となることをできるだけ防止するため、地域包括支援センターのほか、地域の方々とも協力しながら、新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を平成29年4月までに開始します。



基本目標

1 地域包括ケア体制の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、介護、予防、医療、住まい及びボランティアや地域の支えあいによる生活支援が包括的に確保される体制の構築に努めます。

また、地域包括支援センターの相談体制を充実させ、高齢者の人権を守る取り組みを推進します。



2 健康で生きがいのある生活の支援

健康で活動的な生活が送れることは、高齢者が毎日いきいきと暮らす上で大変重要です。健康寿命の延伸を目的に、保健活動、生活習慣病予防、介護予防プログラムなど健康づくりの環境整備を推進します。

また、生涯を通じて生きがいを持って、いきいきとした暮らしができるよう、様々な社会参加の場の充実、活動を支援します。



3 介護予防の推進

高齢者一人ひとりがその状況に合わせた介護予防に取り組むことができるように、介護予防事業の充実に努めるとともに、様々な機会を捉えて介護予防に関する普及啓発を進めます。

4 サービスの適切な普及と質の向上

利用者本位の視点に立って、高齢者のニーズの把握に努め、安心して必要なサービスを利用できるよう、介護サービスや生活を支援するサービスなどについて、適切な普及と質の向上を図ります。

第6期介護保険事業計画のポイント

- ① 第1号被保険者（65歳以上）の負担割合が21%から22%に、第2号被保険者（40～64歳）の負担割合が29%から28%に変更されました。
- ② 所得段階別に支払う保険料は、6段階から9段階に細分化することが標準となりました（山北町はさらに細分化し12段階としました）。
- ③ 合計所得金額160万円以上の方は、サービス利用時の負担を1割から2割に引き上げることになりました。
- ④ 平成27年度以降、介護老人福祉施設への新規入所は、原則、要介護3以上の方に限定されることになりました。
- ⑤ 住み慣れた地域で、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築が求められました。
- ⑥ 保険者の判断により、地域支援事業の中で介護予防・日常生活支援総合事業を行うことが可能でしたが、平成29年4月までに新しい総合事業を開始することが義務付けられました。
- ⑦ これに伴い、要支援の通所介護と訪問介護を、市町村の地域支援事業に移行することになりました。
- ⑧ 定員18人以下の小規模通所介護事業所が行う通所介護は、地域密着型サービスに移行することになりました。
- ⑨ 地域のニーズと地域資源のマッチングの役割を担う生活支援コーディネーターの配置が求められました。
- ⑩ 施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」要件に、資産を追加することになりました。